

# 公益社団法人 日本ラクロス協会 2025年度 団体保険のご説明

2025年3月現在

(公社)日本ラクロス協会は、協会に登録される会員が、活動中に生じた偶発の事故等に対する補償として、下記の保険契約を締結します。

## 1. 賠償責任保険

### 対象となる事故

(公社)日本ラクロス協会および加盟学校・団体の指導管理下 ※1 での活動中に、過って他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊させたことにより、法律上の賠償責任を負った場合に被る損害を補償します。

例: プレー中にボールが過って通行人に当たり、ケガをさせてしまった等

(注) 賠償事故は、加害者の一方的な過失によるものだけでなく、被害者にも過失のある場合や不可抗力によるものもあるため、**費用負担の話し合いや示談を進める前に、必ず保険会社または代理店にご報告、ご相談ください。**

### 賠償責任保険の被保険者(追加被保険者を含む)

賠償責任保険の被保険者は、(公社)日本ラクロス協会および協会に登録された会員です。 ※2

### 賠償責任保険支払限度額

賠償責任保険 対人・対物共通限度額: 1億円/1事故(免責金額: 1千円/1事故)

### 保険金が支払われない主な場合

- ・(公社)日本ラクロス協会および加盟学校・団体の指導管理下以外で生じた賠償責任
- ・被保険者の故意による損害賠償責任
- ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ・法律上の賠償責任が発生しない損害(例: 競技中・練習中に他のプレーヤーにケガを負わせた。)
- ・被保険者が所有、使用または管理する財物を損壊したことによる損害賠償責任(例: 他人から借りていたラクロスのスティックを過って壊してしまった。)
- ・自動車(自動二輪車、原動機付自転車を含む)、航空機、船舶の所有、使用、管理に起因する賠償責任
- ・日本国外での活動に起因する損害賠償責任
- ・地震、噴火、洪水、津波、または高潮、戦争、暴動、労働争議などに起因する賠償責任

### 保険責任期間

2025年度会員資格取得日～2026年4月1日 午後 4:00 まで

※1: 団体の指導管理下とは、団体の活動計画に基づき、指導監督者等の指示に従って団体活動を行っている間を言います。具体的には、活動場所への集合から始まり、準備、活動、後片付けから解散までとなり、自主練習中は対象外です。

※2: 会員登録手続きが完了しても、会員資格を実際に取得されるまでは被保険者となりません。

## 2. 取扱い代理店

マーシュジャパン株式会社 〒107-6216 東京都港区赤坂9-7-1ミッドタウン・タワー

TEL: 0120-914-087 メール: [Jp.Ehbclaims@mercero.com](mailto:Jp.Ehbclaims@mercero.com)

受付時間: 土日・祝日・年末年始を除く、平日の9時～17時

## 3. 引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

## 4. 事故時のご連絡

法律上の賠償責任を負うおそれのある事故を起こされたときは、速やかにマーシュジャパンに、電話またはメールで、下記の事項をご連絡ください。

- ①所属団体名
- ②加害者および負傷者(財物損壊の場合は所有者)の氏名、住所、電話番号等
- ③会員番号
- ④事故日時、場所、事故状況
- ⑤傷害の状況または財物の損壊の状況 等

以上